

国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（Jークレジット制度）における妥当性確認・検証に係る約款（審査機関向け） Ver. 1.2

（目的）

第1条 本約款は、Jークレジット制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める審査機関と制度管理者との関係を規定するものである。

（定義）

第2条 本約款において使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

（本制度における審査に当たっての合意事項）

第3条 審査機関は、Jークレジット制度（以下「本制度」という。）における審査を行うに当たり、以下の事項に従わなければならない。

- 1 基本文書の内容を確認の上、これに従うこと。また、基本文書の最新の内容について確認するとともに、かかる内容に変更又は改廃等があった場合には、当該変更又は改廃等が施行される日以降（ただし、制度管理者が特に必要と認めた場合には、当該変更又は改廃等について遡及的に）、その内容に従うこと。
- 2 制度管理者により、必要な情報の提出が求められたときは、速やかに制度管理者の指示に従うこと。
- 3 制度管理者に対する報告内容においては、審査の対象となるプロジェクトの状況を適宜適切に反映させ、必要かつ正確な情報を提供するとともに、情報の正確性に疑義が生じた場合、速やかに制度管理者の指示に従うこと。

（個人情報）

第4条 制度管理者は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」、「環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」又は「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。

- 2 審査機関は、制度管理者が、本制度の運営に必要な範囲で、審査機関の情報を関係者に提供することをあらかじめ承諾する。ただし、制度管理者は、関係者への情報提供の前に審査機関へ内容及び相手方を通知しなければならない。

（免責事項）

第5条 本制度における審査によりいかなる損失が生じても、制度管理者及び委員会は責任を負わず、審査機関は、制度管理者及び委員会に対して一切の責任分担を求めない。

（反社会勢力等の排除）

第6条 制度管理者は、本制度における妥当性確認及び検証の審査を実施する審査機関が次

の各号の一に該当すると認められるときは、本制度にかかる審査資格の停止・剥奪、それらの措置の公表等を行うことができる。

- 1 審査機関が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 5 審査機関が、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をしているとき
 - 一 暴力的な要求行為
 - 一 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 一 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 一 偽計又は威力を用いて他社の業務を妨害する行為
 - 一 その他前各号に準ずる行為

（約款の変更等）

- 第7条 制度管理者は、予告なく本約款を改訂することができ、また、特約を別に定め、また改訂することができる。また、約款及び特約を制定又は改訂したときは、本制度のホームページ上に速やかに記載しなければならない。
- 2 本約款及び特約に定めがない場合、審査機関は、制度管理者の指示に従わなければならない。

（本制度の変更、中止又は終了）

- 第8条 本制度は、制度管理者の政策変更により、いつでも制度の一部又は全部を変更、中止又は終了することができる。この場合、本制度のホームページへの掲示により、事前にその旨を告知しなければならない。
- 2 前項に基づき制度が変更、終了又は中止されたことにより審査機関に損害等が発生しても制度管理者は一切責任を負わない。

（準拠法・協議・管轄裁判所）

- 第9条 本約款の準拠法は、日本法とする。
- 2 制度管理者及び審査機関は、本約款に定めのない事項及び本約款に関して生じた疑義又は紛争等については、制度管理者及び審査機関で十分協議の上、その解決に向けて努力しなければならない。
 - 3 本約款及び特約に基づく権利及び義務について、本条第2項に定める協議によって解決

できない事項がある場合は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

- 1 本約款は、2013年5月10日から施行する。

附則

- 1 本約款は、2019年10月29日から施行する。